

事業場外就労の労働時間に関する規定

(事業場外就労)

第 1 条 出張区域における中継、取材、公録、イベント、番組制作とこれに準ずる業務に従事し、当該従事者の裁量によって業務遂行する場合であつて、所属長が認めた出張業務を事業場外就労扱いとする。(事業場外就労扱いとならない業務は通常出張扱いとする)

(みなし労働時間)

第 2 条 第 1 条に定める出張業務の労働時間は、労働基準法第 38 条の 2 により、通常必要とされる時間労働したものとみなす。

(日帰り出張)

第 3 条 事業場外就労扱いを認めた日帰り出張の通常必要とされる労働時間は、次の範囲で自己申告し、所属長の承認を得るものとする。

- (1) 業務開始から終了までの時間から休憩時間を除外した時間。
- (2) 休憩時間は、業務開始から終了までの時間が 8 時間を超え 14 時間未満の場合は 1 時間、14 時間以上の場合は、2 時間とみなす。
- (3) 出張の同一日における前後に、事業場内で別途の業務を命じた場合は、その時間を労働時間に通算する。

② 事業場外就労扱いを認めた日帰り出張の場合は、日帰り日当を支給しない。

(宿泊出張)

第 4 条 事業場外就労扱いを認めた宿泊出張の通常必要とされる労働時間は、次の範囲で自己申告し、所属長の承認を得るものとする。

- (1) 出張区域内の業務遂行場所までの移動時間は、労働時間に算入しない。
- (2) 業務終了から宿泊場所への移動および、宿泊場所から次の業務開始場所までの移動時間はそれぞれ 1 回につき 30 分とみなし、労働時間に算入しない。
- (3) 業務終了から帰着までの時間は労働時間に算入しない。ただし、移動のために車輛を運転する時間については、労働時間に算入する。
- (4) 業務開始から終了までの時間が 8 時間を超え 14 時間未満の場合は、1 時間、14 時間以上の場合は、休憩時間を 2 時間としこれを労働時間に算入しない。
- (5) 出張の同一日における前後に、事業場内で別途の業務を命じた場合は、その時間を労働時間に通算する。

② 規定の出張旅費(日当を含む)を支払う。

③ ラックシステムに関する特殊勤務手当を廃止する。

附則 1. 2003 年 9 月 1 日実施

(注釈) 移動時間は、通勤時間に準じ、実労働時間に算入しないものとし、通常の出張業務扱いとのバランスをとったものである。出張出発日に移動時間を除き、実労働時間が 8 時間に満たない場合でも所定労働時間労働したものとみなす。出張帰着日も同様とする。